

# 令和3年度第3回門真市立図書館協議会

令和4年2月8日（火）  
午後4時00分～午後5時00分

## 議事録

会場 門真市立図書館 2階会議室

出席委員	湯浅委員、木下委員、藤本委員、満永委員、東田委員、 下岡委員
事務局	水野市民文化部長、山市民文化部次長、牧菌図書館長、 入江館長代理、岡本門真市民プラザ分館長、竹本主任、山本主査
傍聴者	なし
案件	(1) 門真市立図書館運営方針について (2) その他

事務局:定刻より早いですが、委員の皆さまおそろいですので、ただ今より、令和3年度第3回 門真市立図書館協議会を開催させていただきます。

本日は、急な日程調整にも関わらず、お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。私、門真市立図書館の館長代理の入江でございます。よろしくお願いいたします。本日は宮田委員、清水委員、石井委員の3名が欠席されており、委員9名中6名の出席となっております。なお、委員定数の過半数の出席をいただいておりますので、門真市立図書館協議会条例施行規則第3条第2項の規定により、本協議会が成立していることをご報告させていただきます。

それでは案件に入る前に資料の確認をさせていただきます。

本日、お配りしております資料は、会議の次第、座席表、そして門真市立図書館協議会会議資料としまして、

資料 門真市立図書館運営方針（素案）

参考資料 門真市立図書館運営方針(案)に係るパブリックコメントの実施について以上、2点です。そして本日は、湯浅委員からの提供資料「電子図書館活用型大学DXの取り組み」を併せてお配りしております。お手元にはございませんでしょうか。

また、門真市立図書館協議会の会議公開要領に基づき、本会議は公開することとしておりますが、不開示情報に該当する情報を審議する場合には、委員長は会議に諮り、会議を公開しないことができることとなっていることを申し添えます。

なお、後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただいておりますので、予めご了承ください。

それでは以降の進行を委員長よりお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

委員長:それでは次第に沿って進めてまいりたいと思います。案件（1）門真市立図書館運営方針について 事務局より説明をお願いいたします。

事務局:それでは案件（1）門真市立図書館運営方針について、ご説明いたします。資料をご覧ください。門真市立図書館運営方針に関しまして、第1回及び第2回図書館協議会においてご審議いただきました内容と、それに対して皆さまからいただきましたご意見を踏まえ、お手元にごございますとおり、素案を作成いたしました。これまでの会議にてすでにご説明している内容もございますが、本日はこちらの素案について、ご説明させていただきます。

まず、目次をご覧ください。

第1章 運営方針の策定にあたって

第2章 図書館を取り巻く現状と求められる点

第3章 今後の門真市立図書館について

の3章構成にて作成しております。

説明が少し長くなりますため、1・2章と3章に分けて、ご説明させていただきます。

す。

では、1 ページ目をご覧ください。「第 1 章 運営方針の策定にあたって」では、「1. 策定の趣旨」「2. 図書館の沿革」について記載しております。

「1. 策定の趣旨」の内容としまして、門真市立図書館におきましては、昭和 52 年の開館以降、多様な図書館サービスの提供に取り組んでまいりました。平成 31 年 3 月には図書館サービス計画を策定し、「ひろがる世界 未来につながる図書館へ」を基本理念として掲げながら、各種取組を進めてきましたが、近年の図書館を取り巻く環境の変化を踏まえ、従来の基本的な図書館業務とこれまで担ってきた役割を尊重しつつも、より多くの利用者にとって価値のある図書館とするため、地域社会と市民生活を支える情報拠点として、新たな図書館のあり方を模索し、その方向性を示すものとして本運営方針を定める旨、そして図書館サービス計画と併せて、本運営方針を各種取組に反映することで、特色を活かしながら、多様なニーズに対応した運営を行っていく旨、記載しています。

「2. 図書館の沿革」につきましては、昭和 48 年の門真市立ブックセンター設置から、昭和 52 年の門真市立図書館の開館、昭和 63 年の沖分室開室、平成 19 年の分室閉室、そして門真市民プラザ分館開館を経て、その後今日まで、門真市立図書館は、北部地域に本館 1 館、南部地域に分館 1 館を市民の情報拠点として、多世代の読書活動を推進してまいりました。他方で、最近では全国的に、まちづくりやまちの活性化のための新たなツールとして、魅力的な図書館の整備や運営に期待が集まっております。今後は、本市においても、まちづくりを進めていく中で、北部地域、南部地域に、それぞれの地域特性に応じた魅力ある新たな図書館の整備を予定しており、これまでの市直営による本館 1 館、分館 1 館の体制から、市が直営で運営する図書館と指定管理者の運営による図書館の新たな 2 館体制へと変化し、施設面、運営面の両面で、門真市立図書館は大きな変革の時期を迎える旨を記載しています。

続いて、3 ページ目の「第 2 章 図書館を取り巻く現状と求められる点」としまして、「1」には図書館を取り巻く社会環境の変化とそれに伴う人々のニーズの変化について、4 点、記載しております。内容は、これまでの会議でもご説明しておりましたとおり、(1) 多様化する社会について、(2) コロナ禍における生活の変化について、(3) デジタル技術・A I (人工知能) の発達について、そしてご意見をいただき追加いたしました、(4) 「協働・共創」の視点について、その現状とそれに伴うニーズについて、記載しております。それぞれの項目について、改めてご説明させていただきますと、

(1) 多様化する社会について、としましては、近年、個人の価値観やライフスタイルが著しく多様化しており、世界的にも身近な日常生活においても、それぞれの違いや価値観を受け入れ、それらを生かして活躍できる社会、環境を実現していこうとする考え方が重要視されています。そのため、従前よりも多様化する人々のあらゆるニーズを想定するとともに、自発的な学びを支援することのできるゆとりある空間を創出し、あらゆる利用スタイルに対応可能な滞在型の情報拠点となることが求められている旨、記載しています。

(2) コロナ禍における生活の変化、としましては、コロナ禍において、あらゆる面での「新しい生活様式」への転換が進み、人々の日常生活や働き方が大きく変化しました。そのため、図書館の休館や来館困難な状況であっても、デジタルネットワーク技術の活用により、図書館資料へのアクセスを保障することが重要視されるとともに、来館される方に関しては、非接触型の図書館サービスの提供や在宅勤務・テレワークの代替スペースとしての空間の活用ニーズなど、ニューノーマルへの対応が求められている旨、記載しています。

(3) デジタル技術・AI(人工知能)の発達、としましては、近年、デジタル技術やAI(人工知能)などの最先端技術の進展が目まぐるしく、これら技術の活用は、全ての方にとっての利便性向上など、図書館サービスの向上に資するものと期待されます。このことから、情報格差、いわゆるデジタルデバイドに配慮しつつ、これらの技術を積極的に活用し、図書館サービスの質の向上、アクセシビリティの向上に取り組む必要がある旨、記載しています。

そして、(4)「協働・共創」の視点、としましては、本市の最上位計画である「門真市第6次総合計画」において、これまでの「門真市第5次総合計画」に掲げた「協働」を基本としつつ、市役所のみならず、市民、議会、民間事業者など、多様な主体が連携し、それぞれの知恵とノウハウを結集して、新たなまちの魅力や価値を共に創りあげていく「協働・共創」のまちづくりの視点を新たに掲げていることから、図書館においてもこの視点を取り入れ、市民・団体等との「協働・共創」による図書館づくりを行う必要がある旨、記載しています。

そして続いて4ページの「2. 門真市立図書館体制の充実」としましては、現在の門真市立図書館の状況、そしてそこから、今後必要とされることについて、記載しています。

「(1) 現状と課題」としましては、各種アンケート結果より、門真市では他の自治体と比較して、子どもたちの読書時間が少ないことや、図書館の利用者が市民のごく一部に限られていること、そして、市の南部地域に居住している方は、市の北部に位置する京阪電鉄古川橋駅周辺を訪れる回数が少ない傾向にあることも伺えることから、市の北部・南部両地域ともに、新たな図書館を整備することで、地域による公共施設の利用の偏在に配慮し、市民一人ひとりの学びの機会を確保するなど、より一層、図書館体制の充実が必要であるということ、そして、その整備にあたっては、北部地域については、こちらの門真市立図書館を古川橋駅北側エリアに建設予定の(仮称)門真市立生涯学習複合施設内に整備し、そして南部地域については、門真市民プラザ内の一部を大幅にリニューアルし、図書館として新たに整備することを予定している旨、記載しています。

また、市民プラザ分館が所在する門真市民プラザにおいて市の直営館を整備することで、これまでの分館の認知度や、これまで利用いただいていた南部地域にお住い

の利用者の方々の利用へ配慮することができ、また、図書館機能を拡充することで、複合施設である市民プラザの、様々な施設、機能と更なる連携を図ることができ、それぞれの利用促進による相乗効果も期待される旨も併せてご説明しております。

「(2) 各図書館の機能と位置づけ」としましては、これまで、門真市立図書館本館は、本市の図書館運営とサービスの骨格を担う本館として、そして市民プラザ分館は、本館の役割を補完し、サービスを拡充する分館として、それぞれ機能を担い、運営してまいりました。本館・分館ともに、情報へのアクセス向上や読書環境の充実等にとどまらず、市民同士がつながる場、子どもの読書意欲の向上を図る場として運営することを位置づけ、各種取り組みを進めてきましたが、今後は、これまでの本館、分館という役割・機能だけでなく、施設周辺の立地条件や地域特性等も加味し、市直営館を静かで落ち着いた環境のある南部地域に、北部地域には、古川橋駅周辺のまちづくりにおける賑わい創出にも寄与できるよう指定管理者が運営する図書館を（仮称）門真市立生涯学習複合施設内に配置する予定としており、施設、運営者ともに新たな2館体制へと進化することから、2館それぞれの良さや特色を生かした運営を行っていく必要がある旨を記載しています。

ここまで、第1章、第2章のご説明については、以上です。

委員長:はい、ありがとうございます。ただ今、事務局より運営方針の素案の第1章、第2章の説明がありました。ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員:ご説明ありがとうございます。気になったところが1点ありまして、3ページの2から、「コロナ禍における生活の変化」という、コロナ禍という表現ですが、今私たちは真っ只中にいますので、いつから発生してとか、今どういう状況か分かると思いますが、この図書館運営方針は門真市の正式な文書ですので、私が気になりましたのは、例えば収束して時間が経過すると、このコロナ禍という言葉がとてもあいまいになってくるのではないかと思いました。市の正式文書として他の文書にどのように表現されているか参考にしていただいて、例えば、「令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症拡大により」など、そのようなきっちりとした言葉でこの運営方針にも書いておかれたほうが、後々いろいろ経緯を振り返るときに、このような感染症の拡大があつてというようなことなので、コロナ禍という表現のみに留めるのがカジュアルすぎるのではないかなと思った次第です。以上です。

委員長:はい、ありがとうございます。表現の仕方ですね。よろしいですか。どうですか。

事務局:はい、そうですね。検討させていただきます。

委員:3年ぐらいたったら、何のことだったかな、となるといけませんので。よろしくお願ひします。

委員長:ありがとうございます。そのほかにありませんでしょうか。はい、お願ひします。

委員:新たなニーズに合わせて新しい図書館をつくることになると思いますが、以前、図書館の開館時間についてお聞きしたときに、9時からにはできないのかとお聞きしましたら、それはできませんとご回答いただいたことがあります。会議の中で。ここにも施設の現状ということが載っていますが、今後開館時間や閉館時間に関して、ご検討される考えはありますか。

事務局:新たな2館体制の中で、ご意見いただきながら検討させていただけたらと思っております。

委員:分かりました。ありがとうございます。

委員長:はい、よろしいですか。

委員:新たに追加する視点として、多様性、ダイバーシティ、その視点が書かれています。私が今勤めている学校は、外国籍の子もたくさんおります。いわゆる、違いを認め合う、ダイバーシティ、多様性といって、例えば子どもたちに保護者に文書を渡すときには簡単な日本語にしたり、あるいは中国語版を作ります。外国につながるのある子どもたちにもどう一緒に共に学ばせるのが課題です。ひるがえって、市単位で考えてみると、6次総には確か多文化共生社会の形成という内容があったと思います。そこに書いてあるのは、多国籍の市民が活躍できるまちを目指すと、外国籍の人も日本の人も、ともに楽しく暮らせる環境が整ったまちを目指しますと、書かれてあります。なので例えばこの運営方針の中に、外国につながるのある人が利用しやすいといった観点も必要なのではないか、ここで言及しておく必要はないのかと思います。

委員長:いかがでしょうか。

事務局:ほかの内容と照らし合わせまして、反映を検討させていただきたいと思っております。

委員長:はい、検討をよろしく願いいたします。

委員:今のご意見に関連して、前回のこの協議会の時に、それを手っ取り早くやるのは職員の中にマイノリティが存在することである、別に外国籍だけではなくて、視覚障がいのある方など、といった提案をさせていただきました。何かその後検討しているとか、もしこういう中に盛り込めるものがあるならば、是非してもらえたらなと思います。

事務局:なかなか運営方針の中に、雇用しますという文言を入れるのは難しいところですので、今回は反映させていただいていないのですが、先ほどご意見いただいた内容については、反映できる範囲で、もう一度検討させていただきたいと思っております。

委員:先ほどのご意見に関連して、11 ページの用語解説というのを初めて拝見したのですが、ここにまさにダイバーシティ&インクルージョンの、インクルージョンのところに、ご指摘の国籍といったことも入っていますので、代替案といいますか折衷案みたいで申し上げさせていただきますが、なかなか用語解説まで読んでいただけないということもありますので、「ダイバーシティ&インクルージョンの考え方が重要視されています。例えば、」とか、ここに用語解説に書かれていることを追記していただくと、おっしゃっている内容も含まれるのでいいのではないかなと思います。ご検討よろしくをお願いします。

委員長:よろしくをお願いします。ほかにどうですか。それでは、ほかに質問等ないようですので、続きまして、第3章についてご説明お願いいたします。

事務局:引き続き、第3章のご説明をさせていただきます。

7 ページの「第3章 今後の門真市立図書館について」におきましては、ここまでにご説明させていただきました内容を踏まえ、今後の図書館運営に反映させていくべき新たな視点について、記載しています。

7 ページの真ん中あたりから、「1. 新たに追加する全体的な視点」について記載しております。第2章の「図書館を取り巻く現状と求められる点」でご説明した、「社会環境・ニーズの変化」に記載している4点の内容に対応する新たな視点として4点、記載しています。

1 点目、「多様化するニーズへの対応・居心地の良い滞在型空間の提供」としまして、「人々の価値観、ライフスタイルの多様化に伴い、多様化、高度化する人々のニーズへと対応するため、幅広い資料の収集、保存、提供を行うとともに、地域課題のさらなる把握に努め、人々の様々な課題解決を支援します。また、読書や調べもの、活動発表、自習、テレワークなど、人々のライフスタイルに合わせて利用することのできる滞在型の空間の提供に努める。」こととしております。

2 点目、「ニューノーマルへの対応」としまして、「電子図書館サービスの更なる充実やアウトリーチによる図書館サービスの提供など、非来館型サービスの充実により、図書館の休館や来館できない状況であっても図書館サービスを利用することのできる環境の整備を推進します。また、来館者に対しては自動貸出機の設置など非接触によるサービスの提供や働き方の変化に伴う空間利用のニーズに応える環境づくりを行う。」こととしております。

3 点目「デジタル技術を活用した図書館サービス・アクセシビリティの向上」としまして、「郷土資料のデジタルアーカイブ化や電子図書館サービスの充実などによる利用者のアクセシビリティの向上に努めるとともに、ICタグの導入による自動貸出機や予約棚などの設置やその他、全国的な取組の先進事例を参考に導入を検討するなど、あらゆるデジタル技術の活用を視野に検討を進める。」こととしております。

4 点目、「市民・団体等との「協働・共創」による図書館づくり」としまして、「市

民やボランティア団体、企業、大学など各種団体との連携によるイベントの開催など、これまでの「協働」による図書館運営だけでなく、運営に関する情報発信や市民・団体等の活動支援をより積極的に行うことで、それらの方々が主体的に図書館運営に関わり、各々の知恵や経験を結集して図書館サービスの新たな価値を創出することのできる環境をつくり、「協働・共創」による取組を進める。」こととしております。

門真市立図書館ではこれまで、平成31年3月に策定した「門真市図書館サービス計画」において、「ひろがる世界 未来につながる図書館へ」を基本理念に掲げ、この計画に基づき、運営してまいりましたが、今後は新たにこれら4つの視点を加えた取組を進め、この基本理念の実現をめざし運営していくこととなります。

そして、8ページの「2. 2館それぞれの運営の方向性」としまして、新たに整備する図書館2館それぞれの運営の方向性を記載しています。これまでの会議でもすでにお示しさせていただいた内容ですが、市が直営で運営する図書館を「知識を深める図書館」、指定管理者の運営する図書館を「世界が広がる図書館」としております。

今回、主な特色をそれぞれ3点ずつ、お示ししております。

まず、「知識を深める図書館」の方向性としましては、「これまでの長年の図書館運営の中で蓄積された知識・経験を生かし、資料の収集・保存、各関係機関との連携等の図書館の責務を全体の司令塔として果たすとともに、人々の生涯を通した「知りたい・学びたい」という意欲に応える資料・情報の提供に努める。」こととしております。

そして、主な特色としましては、①図書館運営の司令塔、②市民の学び・課題解決につながる支援、③地域の文化や歴史を継承、としております。

①図書館運営の司令塔としましては、「庁内外の調整をはじめ、図書館運営の司令塔として、図書館施策の企画立案や、選書・レファレンス・障がい者サービス・学校図書館支援など、蓄積性・継続性・公平性が求められる専門的なサービスを安定的に提供します。また、市の直営館として公平・中立の立場で、指定管理館、地域・ボランティア、学校、行政、その他各関係機関等と、市民にとって有益な連携を行うことで、これまでの図書館サービスの質を維持・向上しつつ、円滑でより良い図書館運営とすることをめざす。」こととしております。

②市民の学び・課題解決につながる支援としましては、「これまでの図書館運営で培った司書の専門的ノウハウを生かし、地域の情報拠点として市民の学び・課題解決に資する資料を幅広く収集・保存するとともに、その上で、資料に関する知識や情報へのアプローチの方法など、市民が求めている事柄について、より深く知ることができる資料・情報の提供を行います。また併せて、学びや課題解決を望む市民が、自ら必要な資料・情報にアクセスし、それらを活用することができるよう、情報活用能力の育成に向けた取組を行うことで、市民の生涯を通した学びや、日常生活で



の課題解決を支援する。」こととしております。

③地域の文化や歴史を継承としましては、「郷土資料や行政資料等の地域資料について、市の直営館としての立場から、地域や行政等の各方面と連携することで、積極的・継続的に資料の発掘・収集・記録・保存を行うとともに、デジタルアーカイブ化の推進等により、多くの方に広く活用してもらえるよう利用促進を図ります。また、歴史資料館との連携により、さらなる地域資料の収集や職員のレファレンス技能の向上に取り組むとともに、調査研究を目的に歴史資料館を訪れた方に対して、図書館から資料提供を行うなど、積極的に相互の連携を図ることで、地域資料を広く周知し、互いの利用を促進しながら、地域文化、歴史等の継承に努める。」こととしております。

そして、「世界が広がる図書館」としましては、「豊富な蔵書数と駅前立地という地理的特性等を生かし、人々がこれまで知らなかった何かに出会い、新たな視点、世界が広がっていくような、知的好奇心を引き出す環境を提供するとともに、それらの出会いが様々な交流を促進し、賑わい創出など周辺エリアにも寄与できる場の提供に努める。」こととしております。そして、主な特色としましては、①図書館利用の入り口となる図書館、②図書・情報そして学びへの知的好奇心を刺激する環境、③学びがつながり広がる場所としております。

①図書館利用の入り口となる図書館としましては、「駅周辺を訪れる人々に気軽に来館してもらうことのできる駅前という立地や読書、活動発表やカフェの利用など、様々な目的で利用できる、複合施設という特性を生かし、これまで図書館を利用したことのない方にも興味を持って気軽に来館してもらえるような空間づくりを行い、併せて魅力的なイベントや講演会等を積極的に開催することで、来館のきっかけをつくり、より多くの人々の図書館の利用を促進する。」こととしております。

②図書・情報そして学びへの知的好奇心を刺激する環境としましては、「地域の課題や人々の様々なニーズに対応した、幅広く、多様な蔵書構成とするとともに、資料を気軽に手に取ることのできるような工夫を凝らし、人々がこれまで知らなかった、新しい、思いがけない図書・情報と出会うことのできる書架づくりをめざすとともに、そこからさらに、別の図書・情報等へと興味が広がり、新たな読書活動や学びのきっかけとなるような、知的好奇心を刺激する環境を整えていく。」こととしております。

③学びがつながり広がる場所としましては、「図書館で知り、学んだことについての成果発表、アウトプットとしての活動の場を提供するとともに、民間のノウハウを生かしながらその活動を支援し、図書館をより身近に感じてもらうことで、市民が主役となって図書館を創り上げていくことのできる環境を整備します。また、複合施設という文化会館機能を併せ持つ施設の特性を生かし、活動の場の提供や支援をすることで、その活動が市民同士のつながり、コミュニティの育成、ひいてはまちの賑わい創出に寄与するとともに、活動を目にした人々の自主的な学習、活動意欲

を引き出し、さらなる新たな学びや活動へとつながっていくような仕掛けづくりを行っていく。」こととしております。

「世界が広がる図書館」は、これまで図書館を利用してこなかった、本に興味のなかった方の図書館利用のきっかけとなり、それぞれの視野、世界を広げ、そして「知識を深める図書館」では、「世界が広がる図書館」で出会った知識をさらに深く知ることができる図書・情報を提供し、人々の生涯学習や課題解決を支援します。このように、これら2館それぞれの特色を生かし、互いに連携しながら、より一層充実した図書館サービスを提供することとしております。

案件（1）門真市立図書館運営方針についての説明は以上です。

委員長:はい、ありがとうございました。ただ今事務局から説明がありました「門真市立図書館運営方針について」何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひいたします。

委員:最後のページの用語解説のところでも1点気になったところがございます。7ページの「ニューノーマルへの対応」の中で出てくる、アウトリーチの説明として私が違和感をもったのは、自発的に援助を求めない人々に、これはアウトリーチ、ではなくて、利用したいけれども、広く言うと足を運んで図書館を利用できないということです。アウトリーチの定義をもう少し工夫されたほうが、私は情報提供を求めているけれどもって、何か一方通行みたいなイメージがありますので、このアウトリーチの用語説明をもう少し工夫していただければ、利用したいけれども利用できないというほうが意味としては大きいと思いますので、そこが用語のところでも気になったところです。以上です。

事務局:確かにこちらで記載している内容も、自発的に求めない方だけではありません。

委員:求めている方もおられますよね

事務局:はい。一般的なアウトリーチという単語の意味として書かせていただいていたので、確かにこの方針上の意味としては少し偏りがありますので、修正させていただきます。

委員長:よろしくお願ひします。ほかにどうでしょうか。

委員:7ページのニューノーマルのところですが、電子図書館サービスをどちらかというと、非来館型サービスという位置づけでまず書いてあって、3番もデジタル技術を活用したというところには、利用者のアクセシビリティ向上に努めるとなっています。電子図書館サービスが＝非来館型サービスかということ実はそうでもなくて、私が昨年から2020年、21年度と、札幌市、神戸市、明石市の調査をしましたが、実際に電子図書館が来館者にもサービスを提供しています。例えば札幌市であれば札幌

市の図書館が地域資料のデジタルアーカイブ化を図っておりまして、所蔵資料の電子書籍化をしています。これを館内のレファレンスサービスに使っています。つまり札幌市の図書館の中でも図書情報館は貸出サービスを行わない図書館として全国的にも有名ですが、そこには滞在型の利用者がいて、レファレンスサービスを利用して札幌のことについて調べているときに電子図書を利用しているという形です。ですから、所によっては、まさに非来館型を中心に電子図書館サービスをしているところも確かにありますが、今の傾向はむしろだんだん電子図書館自体があまり特別なものではなくて、つまり出版物が電子化されているものが多くなってきておりますので、通常のレファレンスサービスにも一般図書として電子図書館を使うという傾向があるので、両方書いておく必要があるような気もいたします。

3番の利用者のアクセシビリティの向上のところですが、この場合のアクセシビリティというのは、2種類ありまして、一つは、例えば視覚障がいの方に音声読み上げで提供するとか、あるいは文字を拡大することによって提供するとか、そういう意味では電子図書館は非常に便利なわけですが、例えば、ちょうど今私から配布させていただいた、「大学図書館研究」という雑誌に掲載された、これ自体は電子ジャーナルなのでプリントアウトした 2129-6 となっていますが、これは 2129-1 が 1 ページです。これの 6 ページをご覧いただきたいのですが、この右の段の一番下のパラグラフに、日本語タイトルの電子図書館サービスの提供方法としてライブラリエと NEC のイーキャッツライブラリとの連携サービスと書いてありますが、要するに図書館で検索する図書館システムの中に、そこで検索すれば紙の本も電子図書も同時に検索できるという仕組みについて説明しています。ですから、アクセシビリティというときに、視覚障がいの人たちのアクセシブルな電子書籍を提供するというだけでなく一般的に、資料にアクセスしやすい環境をつくるというときもアクセシビリティという言葉を使うので、ここでいう、電子図書館というのは通常の紙の図書館とは別に検索のデータベースになっていると、うまく調べることができないというケースもあるので、電子図書も同時に検索できる、それから次の 2129-7 という 7 ページの左側の写真 15 の下の段落ですが、ここは、国会図書館の、門真市も入れている図書館向けデジタル化資料送信サービスのタイトルもこのイーキャッツライブラリという検索システムの中に入っているということが書いてあります。これは追手門大学の事例ですが、ですから、そういうふうにすると、気が付かないうちに、図書館の資料としては、例えば AI を使った何とかという検索キーワードを入ると、自分の図書館には 3 冊しかないとなっても、実は膨大に資料としては出ているので、そういったものが電子図書で出ているとか国会図書館にあるとか、ヒットしてくるので、これもアクセシブルな、要するに利用者のアクセシビリティを高めるということに使えます。

特に申し上げたいのが、2021 年 6 月に著作権法が改正されまして、二つ大きな変化がありました。一つは国会図書館のこの図書館向けデジタル化資料送信サービスが、図書館向けでなく、個人向けデジタル化資料送信サービスに、今年の 5 月 19 日から変わります。変わるというのは、図書館に送らなければ、利用者がもらったデータをどう使うか分からないので信用できないので、公共図書館と大学図書館に限定して、司書がいて、その管理のもとに複写をするとか閲覧するということが今まではできていましたが、コロナの関係で、著作権法が改正されまして、施行されるのが

今年の5月19日から国会図書館は、自宅まで、個人まで、送れるというものがたくさん出てきたんですね。第二段階として、来年、2023年5月には、普通に書店で売っている、新刊書も、図書館が所蔵していればその一部分をメールに添付して送信することができるようになります。ただし補償金を払う必要があります。補償金を誰が払うかといえば公共図書館が払います。というシステムに変わります。

そうなるこの時代において、アクセシビリティというのは今言ったように二つの面があるので、このアクセシビリティの部分も書いておかないと、今までの所蔵資料をどう提供するか、そして電子図書館は別に非来館型の感じで置いてあるというのではなく、これからは一緒くたになって、とにかくそれだけのいろいろな本や雑誌のデータがあって、それをどうアクセスしたらいいのかというのが問われる時代になっているので、この運営方針のところ、言ってみれば図書館DXということですが、デジタルトランスフォーメーションの時代に合った文言を入れておかないと、5年前ぐらいのイメージが残っているというか、少なくとも2021年6月の著作権法改正の現実化する今年の5月、来年の5月の状況を踏まえた書き方をしておかないとまずいんじゃないかという気がいたします。これはけっこう大きなことだと思っておりまして資料を持ってきました。長くなりましたが以上です。

委員長:今のご意見に対して、どうでしょうか。

委員:今の、従来の所蔵資料及び電子書籍、そして国会図書館のデジタル化資料送信サービスが、横断的にとといいますか入口が一緒に検索できるのは、NECの図書館管理システムを採用されたからということですか。

委員:ではなくて、そういうのを取り込もうということで、つくりました。NECに最初から備わっているサービスではないです。

委員:パッケージ系の図書館管理システムにあるということではないんですね。

委員:ではないです。

委員:両方で開発されたみたいな意味ですか。

委員:そうです。

委員:分かりました。ありがとうございます。

委員:取り込めるんですよ。これは、実は、国会図書館に問い合わせしまして、やっているとところが数か所、静岡大学とどこか、3か所ぐらいしかなかったもので、これは是非やろうということで、けっこう簡単にできました。

委員:分かりました。ありがとうございます。

委員:ただ、もうそういう時代が来ているのは間違いなくて、別々に検索するのはかなり面倒くさいので、そこは一緒にひっかかってくるようにすると。

委員:イメージとしては、国会図書館のNDLオンラインで検索したら、冊子体の資料からデジタルアーカイブから全部一緒に出てきますよね。

委員:そうです。同じことが公共図書館でもできるんです。

委員:分かりました。ありがとうございます。

委員:門真市の図書館では、例えば2021年6月の改正著作権法で、今の話で言うと2月1日ですが、つい先ごろ、国会図書館がその発表をしたのですが、5月19日から個人向けにやりますよというサービスを発表したのですが、それを門真市民に周知されましたでしょうか。

事務局:現在はしていません。今お話しをお伺いしまして。改正があるというのは存じていましたが、具体的に、個人にということは初めて聞かせていただいて、どこまでの範囲かというのは今協議されていると聞いていたもので、現在図書館が見れる範囲すべてが個人に向けて配信されるのかとか、そこまで把握していません。

委員:それはその通りだと思います。まだ、そういう状況です。

委員:館内のみの利用というのは残りますよね。

委員:そうです。もちろんそうです。

事務局:そういう議論をされているというのは把握してます。こちらで作らせていただいている文書に関しまして、今先生がおっしゃっていただいた館内での利用にも使用しているレファレンス郷土資料の保存の意味も込めて電子化ということだと思いますが、そういったところを否定しているものではなかったのですが、今先生がおっしゃった言葉を表現できるかどうかというのをこちらで検討させていただいて、現時点で表現が厳しいということであれば大きな変更にはならないかもしれませんが、いったん預らせていただきたいと思います。

委員:はい。

委員長:よろしく願いいたします。ほかにありますか。

委員:もしほかになければ、私から。私ばかりしゃべってまずいと思いますが。

委員長:どうぞ。

委員：9ページの、「③地域の文化や歴史を継承」のところですが、デジタルアーカイブ化の推進等により多くの方に広く活用してもらえるよう利用促進を図る」という、地域の行政等各方面と連携というのは、いわゆる行政資料をデジタル化して図書館から発信するという理解でよろしいですか。

事務局：行政資料だけではないですが。

委員：行政資料だけではないですけど、歴史資料とかいっぱい書いてありますけど。

事務局：郷土資料なども含めてですね。

委員：ちょっと興味があるのは、もちろん歴史資料もそうですが、というのは、いろいろな自治体で調査しても、ここに書いてある例えば郷土資料や市の計画、各種統計など行政資料、地域資料をデジタルアーカイブ化して提供するというのは、なかなかうまくいってなくて、門真市さんが何か秘策を持っておられるのか、いわゆる市の情報の、いろいろな情報がありますよね、各部局があるわけですから様々な広報を発信しているわけですが、それを電子図書化して、ポータルサイトとして図書館の窓口から検索できれば、これはものすごく市民の利便性が高いので、かねてから私、それを各自治体に働きかけていますが、なかなか図書館の部局だけでは何もできなくて、やはり市長部局や、そのところで統制をとってもらって、各部局にあるデータを、図書館を通して疑似的に電子書籍のような形で検索可能にしておいて、様々な広報が市民に見られるようにするというのが、なかなかできないんです。門真市さんでそういった動きがあるのなら是非教えてほしいなと思います。

事務局：今想定しているのは、例えば、管財統計課から古い統計の資料がない、データとしても持っていないということで、うちの資料を裁断して読み込むという作業をしていると以前お聞きしました。うちの資料に複本があったものですから、使っていただけでけっこうですということで。そういったところが、勉強不足で申し訳ないですが、読み上げ機能などはない可能性はありますが、PDF化されたものを見ていただくことは可能なのかなというイメージはあります。また、図書館ではなく門真市のホームページ上にいろいろな資料を上げている課がございまして、そのあたりも、今回、「広報かどま」をPDF化したものを電子化できたものですから、こういった形であれば簡単に、手作業ですが電子化することは可能なのかなというイメージがあります。先日、私も研修に参加させていただきまして、門真市史類、また郷土資料に関しましても、電子化していくことができないかということを経済資料館の職員と相談している状態で、いろいろな方が作成に関わっておられるものですから、今すぐに現実化するのには厳しいですが、できることからやっつけていこうかということを経済資料館の間では相談しています。

委員：分かりました。期待したいと思います。

委員長：はい、ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

た。では、いただいたご意見につきましては、事務局でまた検討していただき、最終的な方針案を再度委員全体へ報告していただくという流れでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、事務局にて、調整をお願いしたいと思います。続いて、案件（2）その他 について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局:案件（2）その他といたしまして、運営方針の今後の策定までの流れについて、お知らせいたします。

本日いただきましたご意見につきましては、事務局にて素案への反映を検討し、最終的な方針案を、再度、委員の皆様にご報告させていただきます。そしてその後、本日、参考資料としてお配りしております資料のとおり、2月21日（月）から3月14日（月）までパブリックコメントを実施し、この運営方針案へのご意見を募集いたします。パブリックコメント終了後、意見があれば、その意見に対する回答を取りまとめ、必要に応じて方針案に反映の上、次回、第4回図書館協議会にて、パブリックコメント結果のご報告と、パブリックコメント後の最終的な運営方針案について、お示しさせていただきます、その後、策定という流れで予定しております。パブリックコメントを開始した際には、改めて委員の皆様にもご連絡させていただきます。第4回図書館協議会につきましては、先日程調整をさせていただきましたとおり、3月25日（金）午後4時から、開催を予定しております。お忙しい中、大変恐縮ではございますが、ご予約いただきますよう、何卒、よろしくお願いいたします。その他といたしまして、「運営方針の今後の策定までの流れ」についての説明は以上です。

委員長:ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、何かご意見ご質問はありますか。ないようですので、引き続き、事務局より何かありましたら、お願いします。

事務局:案件（2）につきまして、もう一つご説明がございます。案件（2）その他といたしまして、第2次門真市子ども読書活動推進計画の延長について、ご説明いたします。

これまで門真市立図書館では、子どもたちの読書活動を推進するため、平成28(2016)年3月に策定した「第2次門真市子ども読書活動推進計画」に基づき、様々な事業に取り組んで参りました。計画期間は概ね5年間とし、本来は、今年度に、計画の見直しの時期を迎えることとなります。しかしながら、本日の案件でもご説明したように、直営館の移転や仮称生涯学習複合施設の建設等が予定されております。本館機能のある直営館では、南部地域への移転により、学校連携やボランティア活動、高度レファレンスサービス、参考資料室の機能など、サービスの拡充が可能となります。また、指定管理者運営の仮称生涯学習複合施設では、屋上公園や子ども専用フロアでのイベント、理数教育等の出前授業等が提案されており、コミュニケーションや創造性を育むことで、新たなサービスや施策も広がることから、読書環境の向上が期待されております。今後、新たな読書環境を踏まえ、改定を予定している図書館サービス計画等の上位計画に基づき、策定することが望ましく、当面の間、

「子ども読書活動推進計画」を延長したいと考えております。なお、読書環境や社会情勢の変化など、必要があれば、適宜、見直して参ります。以上でございます。

委員長:ありがとうございました。ただ今説明のありました内容に関しまして、何かご意見はございますか。はい、それでは、ないようですので、再度事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

事務局:ありがとうございました。それではこれもちまして、第3回門真市立図書館協議会を終了させていただきます。委員長ならびに委員の皆さま方、本日は誠にありがとうございました。

以上